

一般社団法人レーザセンシング学会

役員候補者選考に関する規則

令和 3 (2021) 年12月22日 制定
令和 6 (2024) 年 8月 9日 改定

(目 的)

第1条 本規則は、定款第22条（役員を選任）を円滑に運営するために定める。

(選出方法)

第2条 総会に提案する役員候補者は選挙により選出する。

(選挙管理)

第3条 選挙管理は役員候補者選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という）が行う。
2 選挙管理委員会の構成は委員会に関する規則で定める。

(候補者)

第4条 役員候補者は、正会員からの立候補及び正会員からの推薦によるものとする。
2 1名の正会員は、理事と監事の候補者に同時になることはできない。
3 候補者を推薦しようとする正会員は、被推薦者の承諾を得た上で推薦するものとする。
4 1名の正会員が推薦できる候補者は、理事、監事、各1名とする。

(投 票)

第5条 役員候補者は、正会員の無記名投票によって選出する。ただし、緊急やむを得ない場合は、総会における決議によることができる。

(理事選挙)

第6条 理事候補者への投票は、定数までの候補者連記で投票を行う。
2 理事候補者は、得票数が多い順に定数までの候補者を当選者とする。
3 前項までで当選者が確定しない場合は、定数に当たる順番の候補者と同数の得票を得た候補者から抽選で当選者を決定する。
4 第4条第1項から第4項による候補者が定数を超えない場合、投票は行わず、全員を当選者とする。

(監事選挙)

第7条 監事候補者は、得票数が最も多い候補者を当選者とする。
2 得票数が最も多い候補者が複数となった場合、最も多い得票を得た候補者から抽選で当選者を決定する。
3 第4条第1項から第4項による候補者が定数と等しい場合、投票は行わず、候補者を当選者とする。

(委 任)

第8条 この規則に定めのない選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定める。

令和 3 (2021) 年12月22日 制定・施行
令和 6 (2024) 年 8月 9日 改定